

令和 7 年度第 3 回議会改革推進会議

- 1 日 時 令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）午後 1 時 3 0 分開会
午後 2 時 0 0 分閉会
- 2 場 所 議事堂第 3 委員会室
- 3 出席者 委員長 永森直人
委 員 奥野詠子、川島 国、亀山 彰、針山健史、
大門良輔、井加田まり、火爪弘子、佐藤則寿
I T 活用検討委員会委員長 藤井大輔

永森委員長 ただいまから、令和 7 年度第 3 回議会改革推進会議を開会いたします。

皆様方には、お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日の会議には、安達委員、澤崎委員から欠席する旨の連絡がありましたので、お知らせをいたします。

そして、今日も I T 活用検討委員会の藤井委員長にも御出席をいただいております。

それでは、早速ではございますけれども、協議事項に入らせていただきたいと思います。

協議事項の 1 番目は、「代表質問等の会派所属議員数要件について」であります。

このことについては、第 1 回会議において火爪委員より御意見をいただきました。そこで本県の状況と近県等の状況を比較して整理をしておりますので、まずこのことについて事務局より御説明をお願いしたいと思います。

事務局（青山議事課長） それでは、資料 1 をお願いいたします。代表質問等の要件等について調査したものでございます。

東海北陸 6 県と、本県と議員定数が近い 13 県の計 19 県を調査対象とし

ております。

表の見方でございますが、富山県を例に説明いたします。

富山県では、議会運営委員会規程第4条第1項に「会派とは、所属議員4人以上を有する団体をいう」と規定しております。このように、会派に関する定義がある県は、会派欄にその人数が記載されているところでございます。

代表質問欄につきましては、代表質問ができる会派の人数を記載しております。

議運委員欄は、議運の委員を出せる会派の人数を記載しているところでございます。

調査対象の19県のうち12県で、会派代表質問、議運委員の項目が連動しているという形になっております。そのうち4県で、3人以上で連動するという形になっております。

残り7県におきましても、会派の定義がないですとか、代表質問の制度がない。議運委員に対しまして少数会派に対する配慮があるというようなことで、3項目の連動はないというところもありますが、香川を除く6県で2項目が連動するという形になっております。

なお、参考までに富山市の状況でございますが、富山市につきましては会派の定義がないということでございます。そのほかの2項目については連動するという形になっております。その人数につきましても、改選ごとに各会派の代表者会議で協議し、決定しているということでございます。

簡単ではございますが、資料1の説明は以上でございます。

永森委員長 一旦こうした形でまとめているわけでございますけれども、こうしたことも見ていただきながら、皆様方から御意見があればお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

火爪委員 調べていただいてありがとうございます。大変私たちも参考になる資料だと思っています。

3人以上となっている県が4県、定数40前後でこれだけあるというこ

とが分かったことは、富山市のことだけ先日取り上げて申し上げておりましたけれど、分かってよかったと思います。

前回、県議会の代表質問が1会派のみになってしまったということも一つの契機にいたしまして、会派要件を検討したらどうかと申し上げました。3人以上に見直すのもいいことかなと思っております。

川島委員 まず、19県調査いただきまして、ありがとうございました。

この調査結果を基に精査させていただきまして、特に隣県、北陸においては石川県が代表質問では7名からと。福井県も4名からという状況であります。

本県においては、昭和31年から定数の12分の1という考え方の下、堅持してきておる会派要件でありまして、特に代表質問権というのは会派における大きな位置づけでもあります。この構成を直ちに变えていくというのは、ちょっと妥当性を持たないのかなと思っておりまして、この19県を見ただけでも驚くほどばらばらでありまして、議会ごとに考え方を、それこそ過去の判断、活動、そして伝統を重んじながら運用しているということでもあります。定数の議論も今あるところですので、改選期——令和9年に世話人会等で議論をしていくというところが妥当なのかなと思いますので、据置きでということをお願いしたいと思います。

井加田委員 この香川県の事例で、会派の定義がないというところで、代表質問は4人以上という規定があるので、例えば所属の会派に限らず4人で、どういう形になるのか、代表質問という形が取れるのであれば、これも一つ大事な観点かなと思います。定数と会派ということに縛られずに、実際上出てこられた議員の構成上、こういうことも検討の課題になるのではないかと資料を見ていて思うんですけれども、こういう意見もあるということで少し検討課題にのせていただければと思います。

永森委員長 おっしゃられた意味は、会派というものではなくても、代表質問の権利はあってもいいのではないかという御趣旨ですか。

井加田委員 まとめればそういうふうにも言えると思いますけど。

永森委員長 でも、香川の例は、4人以上が、会派の要件はないけど、代表

質問も議運も4人以上ということなのですね。

井加田委員 会派じゃなくても4人以上であれば代表質問ができるということで、非常に柔軟だなと思って見ていたのですけれども。

永森委員長 お言葉を返すようですが、香川県の事例をそのまま本県に適用すれば、いずれにしても、議運メンバーにはなれないし、代表質問もないということになってしまいますよね。これをそのまま3人以上にすれば、もちろんそういうことになりますが。

井加田委員 委員長と議論するのではないですけど、やっぱり代表質問という機会は1人であってもいいのではないかという、県民の意見を代表する立場としてそういう仕組みもあっていいのかなと考えていますので、少し議題にのせていただければと思います。

永森委員長 佐藤委員、何かございますか。

佐藤委員 1人会派を代表しまして、今、川島委員から話がありましたように、実際はそれぞれの議会ごとで様々な対応をされているということも分かりました。

現実問題として、実際に代表質問をされているのが何会派あるのかということも調べていただいてもよかったのかなと思います。富山県の場合は、4人以上とって結局1会派のみと。他県は、実際に同じように1人だけが代表質問されているということがあるのか、それとも2会派以上となっているのかということも調査基準になってもいいのかなと思いましたので、また検討いただければと思います。

あと、富山県議会は富山県議会なりの議会改革もこうやって行っておりますので、やはり他も参考にしながらとはいえ、独自の、少数という言い方がよろしいか分かりませんが、少ない人数の会派も代表質問できるというような、思い切った議会改革を行ってもいいのかなと思います。川島委員もお話しされたように、定数の減の方向の話もありますので、そうなった場合には、改めてではなくて、定数がもしも減になれば、そのときに代表質問をどこにするかということも併せて検討しておかないと。改めてとなると、どんどん先延ばしになってしまうような気がしますの

で、委員長、できればそういった配慮もいただければと思いました。

永森委員長　まず、川島委員が言われた12分の1というのは、議運の委員を出す要件……。

事務局（青山議事課長）　12分の1というのは、地方自治法に議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の賛成がなければならないという規定があるということでございます。

永森委員長　したがって、昭和31年から続いて4人以上となっていて、その根拠と言えるのが、今ほどおっしゃっていただいた議案を提出するには12分の1以上いなくてはならないとなっているものです。ということは、4人以上いないと、そもそも議案の提出ができないということになってまいりますので、そこで議運のメンバーとなるには、やはり4人以上の人数が必要ですよという一応根拠なるものもありながら、議運と、そしてそこに代表質問というものと、会派というものと、3つが連動して存在しているということでもあります。

井加田委員からは、そうした議運というものと例えば代表質問というものの要件を切り離して考えてもいいのではないのでしょうかという御意見もあったんだと思っておりますけれども、一方で、今、川島委員からもありましたけれども、これだけ長く続いてきているもの、まして、その根拠たるものも曖昧ではない形で一応あるということの中で、富山市議会結構柔軟に変えておられるわけなんですけれども、我が県議会においては、今まさに定数議論もやっているところでございますし、また、その定数議論の中でということになってまいりますと、今度はこの議会改革の場も少し離れながら代表者会議という場もあるということになってまいりますので、この場ですぐに簡単に結論というのは出しづらいと思っております、そんな結論がずっと続いてきているわけなんですけれども、もう少し、そうした議員定数の議論なども見据えながら、引き続き協議を続けていくということで、今日のところは御理解をいただくことになるのかなと思っております。

火爪委員　ここで結論を出すのではなくて、というのは当然のことなので、

改選後の検討課題というふうにまとめてもらうといいのかなと思います。

それで、12分の1というのは、あくまでも会派構成の基準ではなくて議案提案権の基準です。だから、少数会派、こちら側は3人で、会派合同で議員提案するというのは十分ありなわけで、要するに、法律上の規定上は、12分の1というのは議案提案権ということで、会派とはイコールではないと。だから、昭和31年のときの議論がどうだったかというのはよく分かりませんが、議案提案権と会派の構成要件とはイコールではないということだと思います。だから、決まっているということではないので、今の富山県議会の議員数の実情から、少数意見も含めて県民の意見をできるだけ県議会に反映するために、代表質問は1会派だけではないほうが望ましいという判断は十分あると思います。

そのときに、そうしたほうがいいと今提案しているわけではないのですが、会派の人数と代表質問の人数は違っていいということが今回分かったので、会派の人数は変えなくても、例えばその時々状況に応じて、代表質問は1会派増やそう、基準をちょっと下げようということもあり得るんだなということが今回分かりましたので、いずれにしろ、今回はここで結論を出さずに、改選後の議会の検討課題というふうにまとめていただければいいのではないかなと思います。

奥野委員 今火爪委員がおっしゃられたとおり、12分の1ということは、会派要件とは直接に結びついてないのだろうと思うので、それはそうなのかなとは思っているのですけれども、他県の、この会派の定義がないということと、その会派、今火爪委員がおっしゃったような、会派が違ってグループを組めば代表質問できるのではないのかというのは、本当にそういう解釈になっているのかどうかというのを確認したいと思うんです。

そうじゃないと、一応、例えば石川県でも、7人に満たないけれども会派として届け出ているところはあって、けれども、会派の定義がないから、何人以上じゃないと正式会派とは言いませんということなのだろうと思うのですけれども、かといって、例えば6人会派に、定例会でほかの

人が1人加わるから代表質問できますみたいな運用に本当になっているのかということなのだと思います。

さっきの井加田委員とか火爪委員の解釈では、そういうことができるのではないかとおっしゃられているように聞こえたのですが、本当にそんな解釈で運用している議会があるのですかという、要は、会派の定義がないだけで、いわゆる会派という名前にしているのか政策グループという名前にしているのか分からないですけれども、流動性がない、届け出たそのグループなり人数によって代表質問ができるかどうかという話なのか、ちょっとそこら辺が先ほどの説明では曖昧で、どう捉えていいのか分からないので、そこをもう一回お願いしたいと思います。

もう一つは、先ほど川島委員からも我が会派の意見というのは申し上げましたけれども、例えば代表質問をする会派が1つになったから基準を変えようみたいな話なのか、そういうものでしょうか。要は、満たす会派が少なくなったから基準を変えよう、ルールを変えていこうという話なのか、元来そういうものなのかというのが一つあります。

たしか、代表質問できる会派が我が会派だけになったことに伴って、一般質問の時間数は増やしたと思うのですよね。9月定例会、今まで一般質問2日間だったのを3日間にするとか、各議員の皆さんの質問時間については、しっかりと担保できるようにということで調整をしたと思いますので、結局、本当に代表質問だけの問題なのかというと、やっぱり全体の質問数の議論にも及んでくる話なのだと思います。

私も今、定数の見直しの議論もしていますので、そのタイミングが一つ検討のタイミングになるのではないかなと思いますが、ただ単に代表質問の話だけではなくて、いろんな今の状況を鑑みて総合的に決めていかればいいのかないかなと思います。私も同じく、今日ここでどう決めるとかという話ではないのかなと思います。

井加田委員　せっかく議論になっていますので、質問の回数も富山県議会は断トツに多くなっていますので、そういうことも要件として、それぞれの議会の過程もあると思いますので、そこら辺も検討の課題になるの

かなと、お聞きして新たに思いました。

できれば香川県の事例、近くで言えば石川県の事例、そこら辺、もうちょっと深掘りして聞いていただくと少しヒントが出てくるのかなと思いますので、できれば、その辺も調査いただければと思います。

火爪委員 前回の今期スタートのときか前期スタートのときか、この会派要件については、実を言うと、立憲民主党から提案があった話で、そのときは次に検討しようとなっていなかったのも、曖昧になって立ち消えになっていたということもあって、前回私から申し上げました。それで、検討課題にまとめていただければそれでいいと思います。

ただ、奥野委員が言われたのは少し誤解があって、私が申し上げたのは、議案提案権という場合、定数の12分の1で議案提案を会派が合同で出すということはありませんという話で、代表質問を会派を組み合わせで行うという想定はしておりませんので。ここであるように、会派の要件が4人以上であっても、状況に応じて代表質問は3人以上というふうに定義を少なくすることもできるんだなということを確認したので、全部そろえなければいけないということでは必ずしもないということが、少数の県の事例ですけど、分かったということをお願いただけなので、またよろしくをお願いします。

永森委員長 分かりました。

たくさん御意見をいただきました。大変大事な問題でございますので、いずれにしても、改選後の検討課題にしたいということだと思っておりますし、同時に、今ほどおっしゃられたような視点といいましょうか、会派と議運というのは大体一緒だと思うのですけれども、それと代表質問との関係性が必ずしも一緒ではなくてもいいのではないかとということも考えられるということ。ただ、これを見ると、代表質問のほうが厳しくなっている例のほうが多いです。人数は違いますけど。

そういうこともひっくるめて、また、今、井加田委員もおっしゃられたような全体の質問の数のことであったり、そうしたことも総合的に勘案しながら、代表質問の権利をどうするのかということと会派のことをど

うするかという2つの見方で、次回、改選時の検討課題ということで、この議会改革推進会議においては整理をしたということで結論としたいと思っております。そういうことでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

永森委員長 それでは、協議事項2番目ということで、「議会情報の発信状況について」ということでお願いをいたします。

このことについては、第1回会議において井加田委員から御意見をいただきまして、本県の状況を整理していただいております。

こちらの説明をお願いいたします。

事務局（青山議事課長） それでは、資料2をお願いいたします。

本県議会の情報発信につきましては、上の表に記載のとおり、紙媒体をはじめ、インターネット、X及びフェイスブックのソーシャルメディアを活用し、その充実を図ってきたところでございます。

また、媒体別に発信状況を見てみますと、下の表のとおりSNSで発信していない項目が一部見られるという状況になっております。

次に、他の都道府県議会との比較で見た状況を整理したものが別紙になります。

まず、Q1を御覧ください。本県を含むほとんどの県でSNSを利用した情報発信を行っているという状況でございます。

SNSを利用した媒体も、本県議会と同様に、X及びフェイスブックが主流になっているという状況でございます。

発信項目につきましても、正副議長の活動が中心となる議会活動を除き、他県も行う主要項目は発信しているという状況でございます。

3の今後の対応案のところを御覧ください。本県のSNSを利用した情報発信における利用媒体、発信項目は、全国の状況と遜色ないと思われることから、今後、他県を参考に発信項目や発信内容の充実に努めていきたいと考えております。

あわせて、会議録、議会見学、「こんにちは富山県議会です」の議会広報誌の3項目につきましては、SNSで現在周知されていないということ

が分かりましたので、今後、SNSで発信していきたいと考えております。説明は以上でございます。

永森委員長 それでは、今の御報告に対しまして、御質問、御意見あればお願いをいたします。どなたでもおっしゃっていただいて結構ですので。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

永森委員長 では、このような形で今後も充実を図っていくということできっちりやってまいりたいと思っております。

それでは、次に、報告事項ということで、9月定例会初日の避難訓練に関するアンケートの調査結果について説明をお願いしたいと思います。

事務局（富士原次長） それでは、資料3に基づきまして、9月に実施しました避難訓練に関するアンケート集計結果を御報告いたします。

回答いただいた議員数は12名、回答数は30%ということで、回答数は微妙な数字でございますけれども、いただいた御意見はどれも、議会の防災対策を充実するに当たって大切な御意見でございました。

まずは「訓練の設定について」でございますが、全体といたしまして、訓練にリアル感、緊張感の要素をもう少し盛り込んではどうかといった観点の御意見を多くいただいているところでございます。

議運の開催場所や避難先についての御意見は、地震で様々なものが転倒したり、あるいは余震が心配されたりする、そういった混乱することもある想定した訓練設定が大切との御意見と捉えております。

いざというときに慌てないように行動できる訓練とするため、避難時に取るべき行動を心と体にインプットさせられるような設定が訓練に大切ではないかといった御意見もございました。

続いて、「訓練の進行」につきましては、1階ロビーで待機する際は、ロビーにあるテレビをつけて地震情報を得られるようにしてはという御意見でございました。情報把握はとても大事なことでございますので、誰がテレビをつけるのか、あらかじめ役割を決めるという話ではなくて、気づいた人が行動を起こせるようふだんからの意識づけが重要ではない

かと捉えております。

2つ目は扉を速やかに開けて避難経路を確保することが大切という御意見でございます。こちらにつきましても、災害時のとっさの対応のつぼをしっかりと押さえられた御意見であったと感じております。揺れが収まりましたら、例えば、扉のそばに席がある議員や執行部の幹部の方に速やかに扉を開けていただくなどの対応があればいいと感じたところでございます。

3つ目は、避難に順番をつけずに、傍聴席と同じタイミングで一緒に避難してもよいのではないかというような御意見でございます。訓練で行いましたように、最初に傍聴者の方から出ていただいて、その後、執行部、議員ということで順番をつけるスタイルと、あるいは一斉に避難するというのと、議事堂というところではどちらが適当なのかということ、また改めて防災の専門家や知識のある方にお話を聞くなどして対応を考えたいと考えております。

続いて、「設備について」でございます。

1つ目は、大柄な人も身の安全が守れる配慮が大切という御意見でございます。こちらは恐らく、本会議場の議員さんの席は椅子が固定されておりますし、机の下に棚があったりして身を隠せられないしつらえになっていることを指しての御意見と察しております。

これとも関連しまして、2つ目の御意見として、折り畳みのヘルメットの御提案もいただいているところであります。こちらは、委員会室ではどうするかといったような取扱いも、もしもヘルメットを置けばいいのではという話のときには整理する必要があるのではないかと思っております。

続いて、「その他」でございます。

2つ目のところで、議場にスマホを持ち込んでいない中で、地震が発生したときに連絡手段がないことを指摘される御意見がございました。

令和5年3月の議運の申合せによりまして、スマホの持込みは自粛するとされているところでありまして、今後、やはりスマホは手元にあっ

たほうがいいというお話が出てくるようでしたら、それは改めて話合いをすることになるのかなと考えております。

以上、これらの御意見を踏まえまして、事務局では、次年度の取組について、今はまだ具体的な計画をつくるには至っておりませんが、新たな要素として取り組めるものは積極的に盛り込んだ訓練となりますよう、検討を進めていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

永森委員長 今の御報告に対しまして、御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

永森委員長 それでは、ないようでございますので、次に、ＩＴ活用検討委員会の取組について、藤井委員長より御報告をお願いしたいと思います。

藤井議員 ＩＴ活用検討委員会から、オンライン委員会の検証実施について御報告をいたします。

資料４を御覧いただければと思います。

今年度11月定例会中の12月15日、午前10時から開会されます教育警務委員会において、１から２名の委員の方にオンライン参加の実証実験というものを行いたいと思っております。具体的内容は資料に記載のとおりでございます。

今回の実施においては、定例会中ということで、特に採決について円滑な実施に支障がないかを確認することとしております。

オンライン委員会の実施については、今後、全議員に周知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

報告は以上でございます。

永森委員長 今のことも含めまして、全体を通してでもよろしいですけれども、何か御意見などあればおっしゃっていただければと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

永森委員長 それでは、最後に次回の会議の日程でございますけれども、別途日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和 7 年度第 3 回の議会改革推進会議
を閉会いたします。

お疲れさまでした。